



瓦を風から守ります“耐風改修”

たいふう

瓦屋根の耐風性能

- 令和元年房総半島台風など、近年、強い台風の上陸により住宅の瓦が脱落するなどの大きな被害が生じたことから、令和4年1月から建築基準法の告示基準が改正され、瓦の留付け基準が強化されました。
- 改正前の基準により施工された瓦屋根は、強風による脱落や飛散の可能性があるため、耐風診断と耐風改修を行い、自然災害に備えましょう。
- 瓦を固定することにより、地震発生時の被害を軽減することにもつながります。

※瓦を軽い屋根材に変えることで、住宅の耐震化向上につながります。



補助対象等

令和3年12月31日以前に工事に着手した住宅の瓦屋根について、耐風診断と耐風改修を一体的に行う場合の補助制度です(瓦以外の屋根材(カラーベスト葺きや金属葺き等)は対象外です)。

- 耐風診断**
かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士等が、新しい基準に適合している瓦屋根の留付け方法であるか診断します。
- 耐風改修**
耐風診断の結果、耐風性能がない瓦屋根について、瓦屋根の固定などにより、耐風性能を有する屋根に改修する工事です。

※耐震補強工事の補助制度と併用可能



南房総市白浜町(国土交通省HPから引用)

補助上限額

- 耐風診断** **2万1,000円** (補助率 2/3)
- 耐風改修** **55万2,000円** (補助率 23%)

診断などの流れは裏面をご覧ください

注意事項

- 耐風診断・耐風改修の着手前に補助金交付申請を行い、交付決定通知を受けた後に事業に着手してください。(補助金交付申請前に耐風診断・耐風改修に着手している場合や、すでに耐風診断・耐風改修が完了している場合は補助対象外です。)
- 瓦葺きの住宅が対象です。(カラーベスト葺きや金属葺き等の住宅は対象外です。)
- 耐風診断と耐風改修を一体的に行うための補助制度です。
- 耐風診断の結果、耐風性能があると判断された場合は、耐風診断のみ補助対象となります。
- 各年度内に耐風診断と耐風改修を完了し、実績報告書は同年度の3月上旬までに提出してください。
- 瓦屋根の耐風診断および耐風改修については、お近くの瓦屋根工事業者等にご相談ください。
- 市税を滞納している方は、本補助金の交付を受けることができません。

令和6年4月1日現在

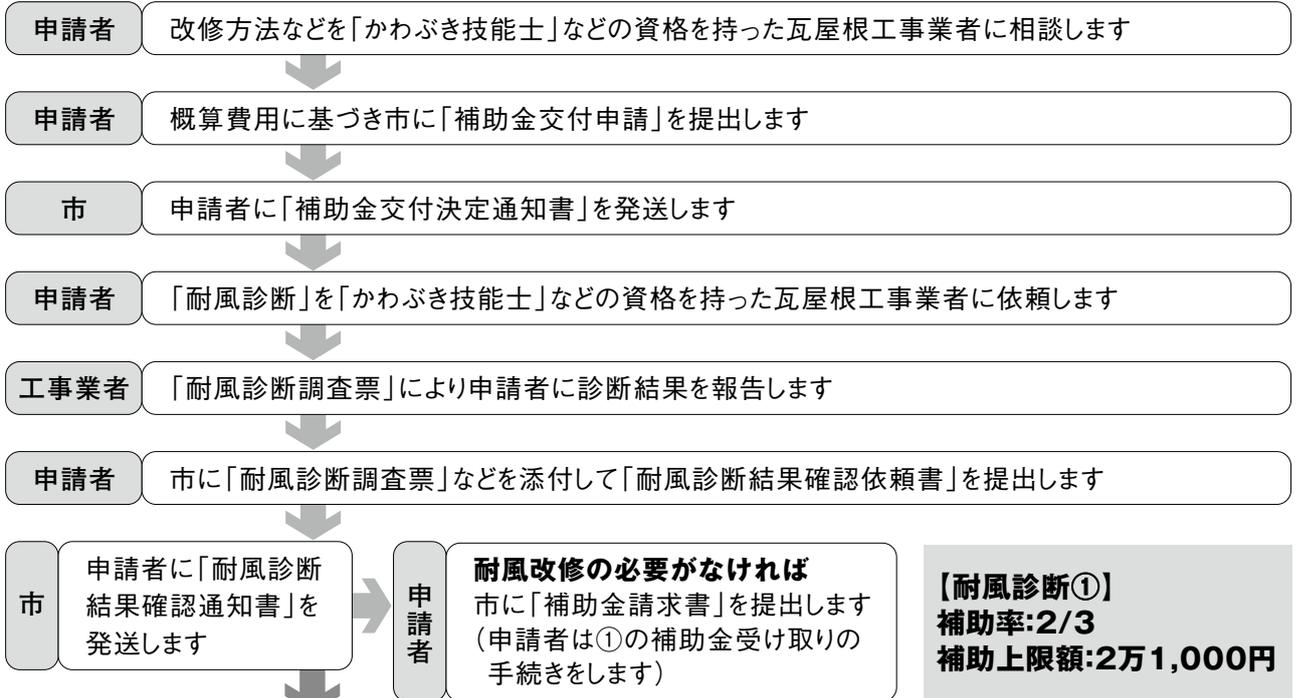
補助対象の住宅

- 令和3年12月31日以前に工事に着手した瓦屋根を有する住宅
- 令和4年1月に改正された告示基準は、平成13年8月に瓦屋根の業界団体が作成している「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」を踏まえて定められたものであるため、平成13年8月以降に工事された瓦屋根は新しい基準に適合している可能性があります。詳しくは、ご自宅の屋根施工業者またはお近くの瓦屋根工事業者等へご相談ください。

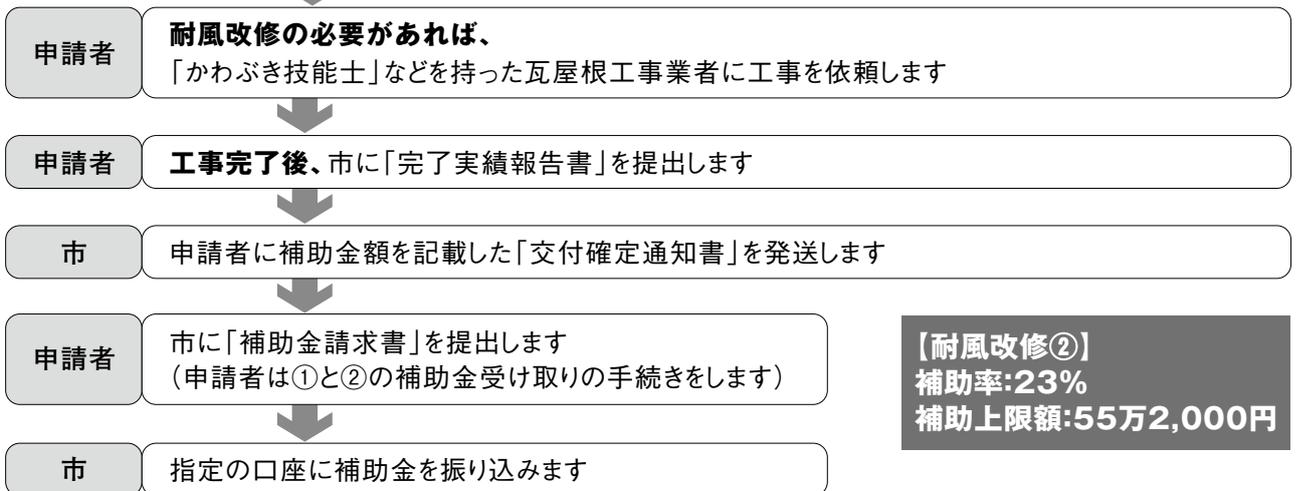
診断や工事の流れ

事業内容	補助金の額	補助率	補助金の上限額
耐風診断	耐風診断に要する費用と3万1,500円を比較していずれか少ない額	2/3	2万1,000円
耐風改修	耐風改修に要する費用と基準額(屋根の面積1㎡あたり2万4,000円(上限240万円))を比較していずれか少ない額	23%	55万2,000円

まずは「耐風診断」



次に「耐風改修」(工事)



必要書類等

◎申請書類は市役所3階建築住宅課に用意してあります。

ホームページからダウンロードできます。

詳しくはホームページをご覧ください。

URL:<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/53/1/hojo/12432.html>

